

伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕

- 1 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項（入札公告日から落札決定日までの間）
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 長野県森林整備業務入札参加資格を有する者であること。
 - (5) 県発注の他の工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
 - (6) 県発注の他の工事において、長野県建設工事等検査要綱第 9 条第 3 項に規定する文書による修補の指示を受けていない者であること。
 - (7) 県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第 32 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
 - (8) 県発注の他の工事の入札において、受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程により、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
 - (9) 県発注の他の工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 建政技第 342 号。以下「低入札価格調査辞退規程」という。）により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
 - (10) 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (11) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- 2 入札参加手続等
 - (1) 本件入札においては、事前の入札参加申請手続は要しない。
 - (2) 設計図書等の閲覧等
 - ア 本工事に係る設計図書等（図面、仕様書、現場説明書及び参考図書（閲覧設計書を含む。）をいう。以下同じ。）及び契約書（案）は、次の方法により閲覧できるものとする。
 - 契約書（案）
長野県公式ホームページに掲載する。
 - 閲覧設計書、図面、仕様書等
発注機関が入札公告で示す方法において、閲覧及び購入できるものとする。
 - イ ホームページ（入札情報システム）への掲載期間、閲覧及び購入できる場所・期間は、入札公告に示すとおりとする。
 - ウ 設計図書等に対する質問及び回答
 - (ア) 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に指定の場所に、質問書（伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札事務処理要領（平成 16 年 10 月 5 日付け 16 林振第 393 号通知。以下「事務処理要領」という。）様式 3）を提出することができる。

(イ) 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間、入札情報システムに掲載することとし、質問者には回答しない。

(3) 入札の日時及び場所

入札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

また、質問回答において、積算に関わる事項をお知らせすることがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札に参加のこと。

(4) 入札参加資格要件の審査

入札開札後、落札者とするため必要がある者について入札参加資格要件の審査を行う。

3 入札方法等

(1) 入札は、本人又は代理人が出席し、公開で行うものとする。

(2) 入札日において、本入札公告に示した入札に参加するために必要な資格を満たしている者以外は、入札に参加できない。

(3) 本入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 一度提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(6) 入札回数は2回を限度とし、入札で落札者がいない場合の随意契約による時の見積回数は、2回を限度とするものとする。

(7) 事業費（伐木・造材・集材・地拵・植栽等）見積額が事業費の予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で、かつ事業費に対する失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上の入札者のうち、事業費見積額から伐倒木買取見積額を差し引いた額（以下「差引価格」という。）が低い順に順位を決定する。

(8) 同じ差引価格者が2人以上いるときは、事業費見積額の低い順に順位を決定する。さらに事業費見積額も同額の場合は、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじ引きを辞退することはできない。

(9) 発注機関の長は、開札後、落札を保留し、開札日の翌日までに、入札情報を入札情報システムに掲載するとともに閲覧に供するものとする。

(10) 対象工事の事業費の予定価格は、開札日の翌日（休日の場合は、休日明け。）までに、対象工事の入札者名、入札金額、失格基準価格（消費税抜き）は、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載する。

(11) 本競争入札は、事業費（伐木・造材・集材・地拵・植栽等）を低入札価格調査対象とし、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日付け15監技第7号。以下「低入札価格調査試行要領」という。）第5に規定する「失格基準価格」の算定を準用する。

4 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は第1回の入札時に、「伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札 入札心得」（以下「入札心得」という。）第3条の規定に基づき、入札書とともに工事費内訳書を提出しなければならない。

また、積算価格の値引きは、原則として認めないこととする。

(2) 工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成すること。

ア 設計図書等のうち閲覧設計書の工事費内訳書に単価、金額を記載したもの

イ アと同様の項目が含まれる独自様式によるもの（原則として、「費目・工種・施工名称など」は閲覧設計書の項目により作成すること。）

(3) 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

5 入札保証金

納付を免除する。ただし、次に該当する場合は、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

(1) 落札候補者として決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき

(2) 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

(3) 発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき

(4) やむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き契約締結に至らなかったとき

6 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査及び低入札価格調査等

(1) 発注機関の長は、すべての入札者について、事務処理要領第5第1号のアからコ並びに同第2号エ及びオの入札参加資格要件の審査を行うものとする。

(2) 発注機関の長は、(1)による審査の結果、入札参加資格要件を満たすと認められる入札者の提出した入札書について、低入札価格調査試行要領の第5に規定する失格基準価格を算定し、失格基準価格を下回る価格の入札書を無効（失格）とする。

(3) 事業費見積額が事業費の予定価格の制限の範囲内かつ前項による、失格基準価格以上の入札者のうち差引価格が低い順に順位を決定し、最高順位の入札者を落札候補者とする。

(4) 発注機関の長は、(3)において、同じ差引価格をもって入札した者が2人以上あるときは、事業費見積額の低い順に順位を決定するものとする。さらに事業費見積額も同額の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(5) (3)又は(4)による落札候補者の入札書が落札決定までの間に無効（失格）となった場合、当該落札候補者の次の順位の入札者（以降「次順位入札者」という。）が落札候補者に繰り上がるものとし、以降、繰り上がった落札候補者が落札決定までの間に無効（失格）となったときも同様とする。

7 予定価格に対する疑義申立て

(1) 事業費の予定価格に対する疑義申立ては、当該工事の入札に参加した者が行うことができる。

(2) 事業費の予定価格について疑義がある場合は、入札公告に示す期間内に指定する場所に、疑義申立て書を提出することができる。

(3) 疑義申立てに対する確認結果等は、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載する。ただし、疑義申立て受付終了前に入札手続等を取りやめる場合は、受付終了前に長野県公式ホームページに掲載する。

8 工事費内訳書の審査

発注機関の長は、6の規定により落札候補者となった者が、4の規定により提出した工事費内訳書の審査を行い、審査の結果、事務処理要領第25に該当する入札書は、無効（失格）とする。

9 落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出

発注機関の長は、前記8による工事費内訳書の審査の結果、内訳書が適正であると認めた落札候補者に対し、7の規定に定める疑義申立て受付終了後、入札手続を継続する場合は、落札候補者となった旨をFAX及び電話により速やかに連絡するとともに、次の各号に掲げる入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとし、提出を指示された落札候補者は、指示された日（原則として、通知日の翌日から起算して2日以内〔休日を含まない。〕）までに、当該書類を持参提出すること。

- (1) 長野県森林整備業務入札参加資格を受けていることを証する書類の写
- (2) 業務の実施現場に専任配置できる専門技術者の名簿の写と、その可否を示す書類及び開札日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用を証する書類（健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書又は賃金台帳等の写）
- (3) 第2回入札で落札した者においては、落札額に対応した工事費内訳書
- (4) 入札公告日から3ヶ月前の日以降に交付された「納税証明書」（県税について未納の徴収金のない証明書）の写
- (5) その他入札公告に示された内容のわかる書類
- (6) 建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任の技術者を記載した配置技術者名簿一覧（長野県建設工事入札参加資格を有する落札候補者のみ）

10 落札者決定のための入札参加資格要件等の審査

発注機関の長は、9により提出された入札参加資格要件審査書類等により、落札候補者が要件等を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合、又は落札候補者の入札価格では契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めた場合、又は、工事費内訳書が適正であると認められなかった場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

11 落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定

- (1) 10の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たし、落札者として決定された者には、入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に落札決定を連絡する。ただし、入札参加資格要件の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- (2) 10の審査の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められた落札候補者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、「入札及び契約に係る苦情申立手続要領」（平成28年3月31日付け27契検第150号）の規定に基づき、その理由について苦情を申立てることができる。
- (3) 落札候補者が提出期限内に9に定める入札参加資格要件審査書類等を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、その効力を失う。

12 契約保証金

契約保証金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16並びに財務規則（昭和42年規則第2号）第142条及び同規則第143条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成27年3月11日付け26契検第135号）の規定により取り扱うものとする。

また、伐倒木買取額に対する契約保証金の扱いは、事業費（契約額）と同様とする。

13 入札書の無効

「伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札 入札心得」第18条及び第19条に掲げる入札書は無効とする。

14 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 落札者の決定後、本件入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 「入札参加資格要件審査書類に虚偽の記載をした場合」、「落札候補者が入札参加資格要件審査書類を提出しない場合、提出した場合であっても審査書類中正当な理由なく技術者等を配置出来ない場合、書類の不備による故意の辞退とみなされる場合」、「落札者が契約を締結しない場合」又は、「伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札公告及び入札心得等において遵守すべき事項を履行しないと見なされる場合」は、入札参加停止措置要領の規定に基づく入札参加停止を行う。
- (5) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 実質支配会社は、同一案件に同時に入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社。

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。

オ 事業協同組合とその構成員。